

持ち物保険(*1)の補償の詳細について

(*1) 団体総合生活保険

1. 保険金をお支払いする主な場合

国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合

〈保険の対象外となるもの〉

- 自動車、原動機付自転車、船舶、
- 自転車、サーフボード、ラジコン模型
- 携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター
- コンタクトレンズ、眼鏡
- 手形その他の有価証券（小切手は含みません。）、クレジットカード
- 設計書、帳簿
- 商品・製品や設備・什器（じゅうき）
- 動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物 等

2. 保険金をお支払いしない主な場合

- ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害
- 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- 保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害
- 無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害
- 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害
- 保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害
- 自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害
- 保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害
- 保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
- 電氣的または機械的事故に起因する損害
- 保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害
- 詐欺または横領に起因する損害
- 風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害
- 保険の対象となる方の居住する住宅内（敷地を含みません。）で生じた事故による損害 等

*1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

3. お支払いする保険金について

損害額（修理費）から免責金額（自己負担額：1事故について5,000円）を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。

※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

【保険の対象となる方（被保険者）について】

1. 「保険の対象となる方（被保険者）ご本人」としてご加入いただける方

dアカウントユーザーで本契約にお申込みいただいた方

2. 保険の対象となる方（被保険者）の範囲

被保険者（補償を受けられる方）は被保険者ご本人のみです。

本資料は団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

また、この保険は株式会社NTTドコモを契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として株式会社NTTドコモが有します。